

第1章 教育を取り巻く社会の動向

1 人口減少と少子・超高齢化社会の到来

わが国の人口は、平成18年をピークとして減少に転じ、また、65歳以上の高齢者の割合もすでに23%に達しました。

福井県の人口は、平成11年の83万1千人をピークに減少傾向が続き、平成22年には80万5千人にまで減少しています。10年後の平成32年の県人口は約76万人、20年後の平成42年には約71万人になると推計されています。

また、65歳以上の人口は20万人（平成22年）を超え、県人口の25%を占めています。これからの10年間で3万人程度増加すると見込まれ、県人口に対する割合も3割を超えます。

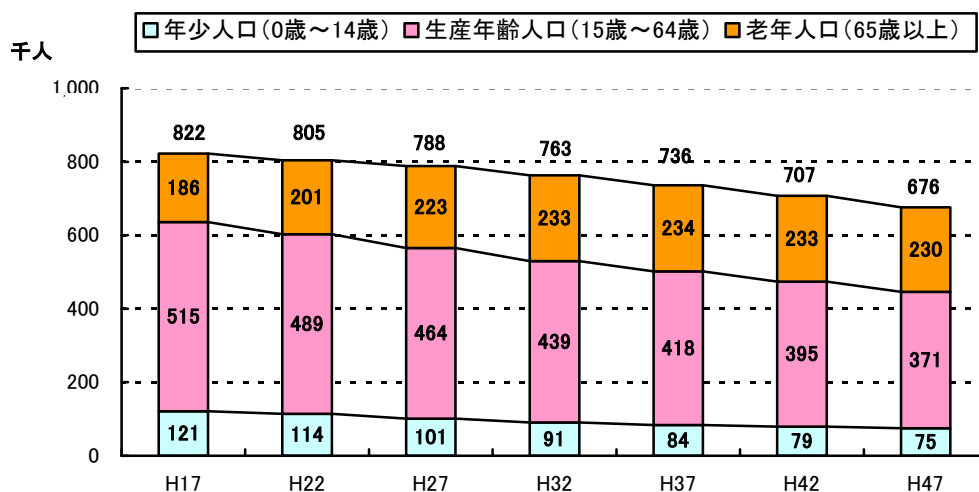
このような少子・超高齢化の中で、すべての人が生涯にわたって様々な分野で能力を発揮し、それぞれの役割を果たすことによって、本県の活力を維持、向上させていくことが必要です。

また、少子化の進行は地域の過疎化と相まって、児童生徒数の減少に直結していきます。本県でも、各学年1学級あるいは複式学級の学校が増加し、学校の統廃合が進みつつあります。

小規模校では子ども一人ひとりに目が行き届き、教師と子どもたちとのふれあいが多い半面、集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないため、子どもたちに社会性を身につけさせる取組みを行うことが必要となります。

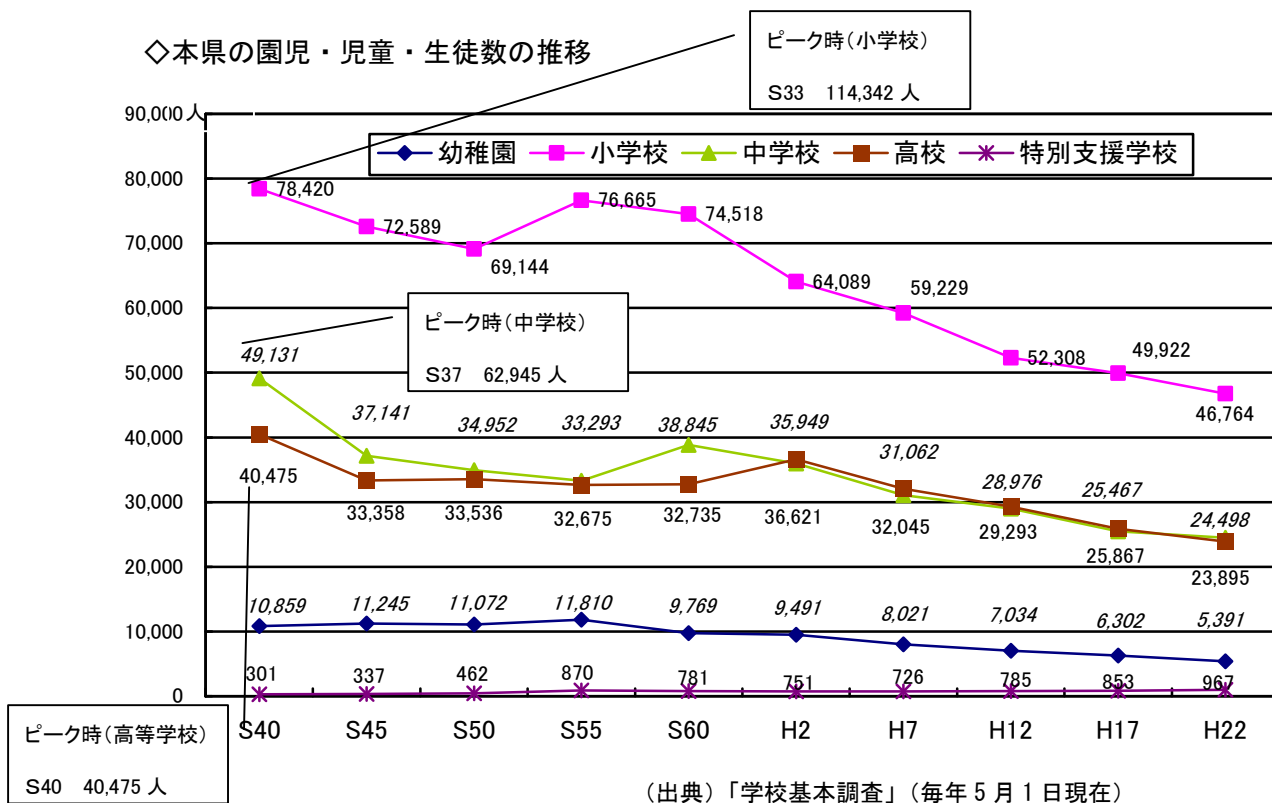
さらに、超高齢化社会にあっては、高齢者が生涯現役として充実した生活を送るとともに、子どもたちに豊かな経験や知恵・技能を伝える環境づくりが必要です。

◇福井県の将来人口



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口(平成18年推計)」

◇本県の園児・児童・生徒数の推移



2 国際化・グローバル化の進展

経済だけにとどまらず、あらゆる分野で、国際標準（グローバルスタンダード）のもとでの競争の時代が到来し、国際社会の発展に向けた国際協力、異なる文化との共存など、情報通信技術（ICT）の進展も相まって国境を越えた相互依存関係が加速しています。

また、昨年6月には、「2010年日本APECエネルギー大臣会合」が本県で開催され、中学生も様々な観点から学習を重ね、「ジュニアフォーラム」で話し合い、提言をとりまとめました。この大臣会合を契機に国際理解を深めていくことが期待されています。

このようなグローバル化の進展により、国際的な視野を持って、国際社会をリードできる人づくりの重要性が高まっています。学校においても、外国語教育や国際理解教育、教育での国際交流を充実させるとともに、我が国やふるさと福井の伝統文化等への理解を深めることが必要です。

また、県内に暮らす外国人も増加しています。平成元年に5,565人であった外国人登録者数が、平成12年には12,344人、平成22年も12,359人になっています。これと同様に、現在、県内の小・中・高等学校等に482人の外国人児童生徒が在籍（小学校257人、中学校146人、高等学校73人、特別支援学校6人（平成22年5月1日「学校基本調査」））しており、日本語指導など適切な対応が必要になっています。

3 高度情報化の進展

インターネットの急速な普及、ADSLや光ファイバー等によるブロードバンド化、携帯電話に代表されるモバイル化、放送のデジタル化など、我が国の情報通信事情は、今世紀に入ってから劇的に変化しており、県民の生活に、利便性の向上やライフスタイルの多様化をもたらしています。

また、「いつでも、どこでも、何でも、誰でもネットワークにつながる社会」いわゆるユビキタスネット社会の実現が期待され、特に、過疎化、高齢化が進行する本県にとって、医療や教育など様々な分野で情報通信の有効活用が必要です。

学校においては、ICTを活用したわかりやすい授業をはじめ、児童・生徒の情報関連技術の習得や積極的な情報活用能力を育成していく必要があります。

その一方で、個人情報の漏洩、ネットワーク犯罪、携帯電話のメールやインターネットによるいじめなどの問題行動の発生といった負の側面も指摘されています。

そのため、高度情報社会を生きる子どもたちが、ネットワーク社会に関する正しい認識を持つとともに、情報モラル・マナーを身につけることが必要です。

◇福井県の教員のICT活用指導力の状況

(単位：%)

	全校種	小学校	中学校	高等学校
授業中にICTを活用して指導する能力	57.4 25位	59.4 22位	59.0 12位	53.6 35位
	58.5	59.5	55.1	61.0
児童・生徒のICT活用を指導する能力	57.4 33位	60.5 32位	58.4 17位	55.0 35位
	60.3	63.3	55.8	61.2
情報モラルなどを指導する能力	64.8 36位	67.6 36位	66.3 21位	64.4 32位
	68.6	71.2	66.2	69.2

※ 上段：福井県、下段：全国平均

(出典)「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(平成21年度 文部科学省)

4 地球規模での環境問題の深刻化

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、生活の豊かさや便利さをもたらす一方で、廃棄物問題などの地域問題だけでなく、エネルギー消費の増大等による地球温暖化という地球規模での環境問題を引き起こし、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減が喫緊の課題となっています。

本県においても、平成 20 年 11 月に、「県民の手で守り育てる美しい福井の環境」を基本目標とした福井県環境基本計画を策定しましたが、まず県民自らが率先して省資源・省エネ型ライフスタイルに改めるとともに、多様な生物が生息する豊かな自然の保全活用に向けた行動を県民総ぐるみで進め、美しい環境を将来に引き継いでいかなければなりません。

学校での環境教育は、各教科、道徳、特別活動等多岐にわたっていますが、家庭や地域と連携し、理論的な理解を深め、主体的に行動に移していく実践的態度・能力を養う必要があります。

5 地域コミュニティの希薄化

核家族化や都市化が一層進み、地域において、年齢を越えた子ども社会の形成が見られなくなり、子ども同士の間関係づくりが難しくなるとともに、地域の人々と関わる機会も減少するなど、子どもをめぐる生活環境が大きく変化してきています。

こうした中、子どもたちの社会性の育成や、登下校時などの地域ぐるみの安全体制の確保が課題になっています。

6 雇用形態の変化

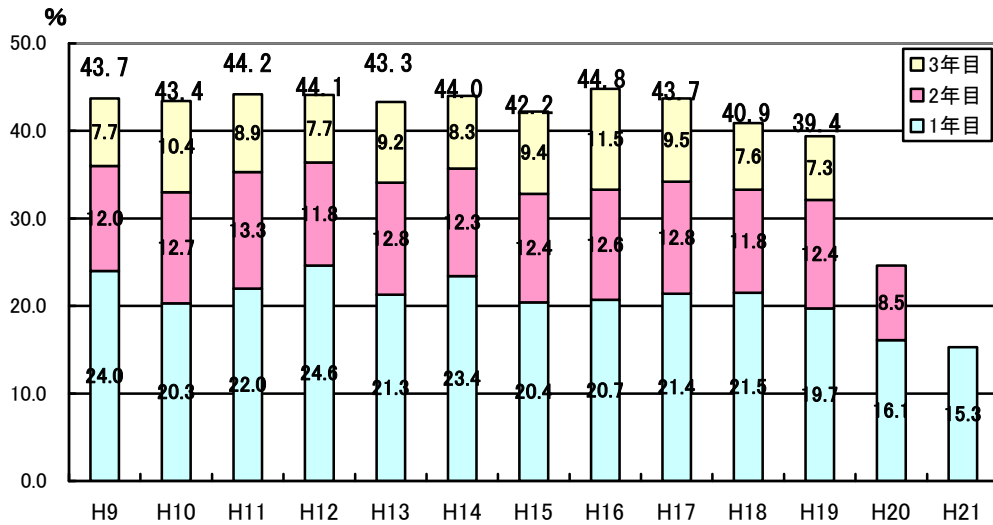
国際的な競争の高まりの中、生産性の向上を図るため、日本の雇用の特徴であった終身雇用という雇用形態も変わりつつあり、パートタイム、アルバイトなど非正規雇用者の割合が年々増加し、雇用の多様化が進行しています。

平成 18 年の福井県労働状況調査によると、非正規雇用者は雇用者の 26.4%と、平成 9 年の 17.3%から 9 年間で 9.1%増加しており、特に 15～24 歳の若年層と 60 歳以上の高年齢層で割合が高くなっています。また、定職に就かない「フリーター」や家事も通学もしていない若年無業者である「ニート」と呼ばれる若者たちも多くなり、将来を担う若い世代の自立が社会的な課題となっています。

また、平成 19 年 3 月に学校を卒業して就職した生徒の卒業後 3 年以内の離職率は、高等学校卒業者が 39.4%（全国 40.4%）、大学卒業者が 28.3%（全国 31.0%）であり、就職しても、自らのイメージと異なる等の理由から、簡単に離職してしまう若者が少なくありません。

そのため、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした職業観や勤労観を身に付け、社会人・職業人として自立していくことができるキャリア教育の推進が必要です。

◇卒業後3年以内の離職者の状況（高等学校卒業者：福井県）



(出典)：新規学校卒業就職者の早期離職状況調査（厚生労働省福井労働局）

7 価値観や生活様式の多様化

物質的な豊かさより心の豊かさ、集団より個人の個性を重視する人が増えており、また、価値観の多様化、高齢化、女性の社会進出で、個人の生活様式の多様化も一層進んでいます。

平成18年社会生活基本調査によると、本県では1日当たりの学習・研究や趣味・娯楽、スポーツ、ボランティアなど積極的自由時間活動に費やす時間は1時間12分で、平成13年調査時に比べて12分伸びています。その一方で、交際・付き合いの時間は18分で、平成13年に比べて8分減少しており、全国に比べても少ないと言えます。

このように、文化・芸術、スポーツ、健康志向など、ゆとりを重視し、生活の質を大切にする意識が高まっています。

こうした中、県民が「心の豊かさ」を実感し、生きがいを育み、潤いと活力ある社会を築いていくため、生涯学習社会の実現をはじめ、子どもから大人までスポーツに親しめる環境づくり、多様な芸術文化に触れる機会の提供などが必要です。

8 地方分権の進展

平成12年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、国と地方との関係は対等・協力の関係になりました。

また、教育における地方分権として、平成19年には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、例えば、教育委員の数の弾力化をはじめ、文化・スポーツの事務を首長が担

当できるようになり、さらに都道府県教育委員会が行う県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の意向を一層重視する趣旨から、市町村教育委員会の内申に基づき行うこととされました。

また、より効果的で効率的な行政運営の実現などを目指して市町村合併が進み、本県においても平成13年4月に35あった市町村数は、現在17市町となっています。

地方が知恵を絞り自らが持つ資源を最大限に生かしながら、それぞれの地域にあった発展を目指していく時代になっています。教育の分野においても県や市町が連携を深め、それぞれの責任と主体性をもって、分権型の教育を推進していくことが必要です。

9 教育改革の動き

平成18年12月に、昭和22年3月の制定以来約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が示されました。また、19年6月には、「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法」という、いわゆる教育三法の改正が国会で可決、成立しました。

さらに、平成22年4月には公立高等学校の授業料無償化等が、平成23年4月には小学校1年生の学級編制の標準について現行の40人から35人への引き下げが行われました。

いわゆる「ゆとり教育」から転換し、子どもたちの「生きる力」を一層育むことをめざして定められた新学習指導要領が、平成23年度から小学校で全面実施されました。今後、平成24年度から中学校で全面実施され、高校においても25年度から学年の進行に合わせて実施されます。

こうした国の制度や学習指導要領の見直しについては、改正の趣旨を十分踏まえ、本県の学校現場の実情も勘案しながら対応していくことが必要です。